災害時におけるタクシー車両による緊急輸送に関する協定書

伊達市(以下「甲」という。)と伊達地区タクシー協議会(以下「乙」という。)は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第２条第１号に規定する災害(以下「災害」という。)発生時における、被災者、高齢者、障がい者、乳幼児、外国人(以下「被災者等」という。)の避難輸送及び甲の救助計画に従事する者の移送(以下「緊急輸送」という。)に関する協力について、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第１条　この協定は、甲の区域内で災害が発生し、又はそのおそれがある場合において、緊急輸送に関する体制を確保することにより、被害の防止又は軽減を図ることを目的とする。

(協力要請)

第２条　甲は、前条の目的により乙に対して緊急輸送の協力を要請することができる。この場合において、乙は正当な理由がある場合を除き、これに協力するものとする。

(要請手続等)

第３条　甲は、前条の規定により協力要請する場合は、緊急輸送協力要請書により行うものとする。ただし、文書による要請が困難なときはファクシミリ等で要請し、その後速やかに当該要請書を交付するものとする。

２　乙は、要請を受けたときは、その要請事項を実施するための必要な措置を講じ、緊急輸送を実施するものとする。

(災害時の情報提供)

第４条　甲及び乙は、緊急輸送を円滑に行うため、その保有する災害に関する情報を相互に提供するものとする。

(職員の同乗)

第５条　甲は、必要があると認めたときは、乙の輸送車両に甲の職員を同乗させるものとする。

(業務報告)

第６条　乙は、第３条第２項の規定による緊急輸送を実施したときは、当該業務の終了後速やかに緊急輸送実施報告書により甲へ報告するものとする。

(協力体制)

第７条　乙は、緊急輸送の協力に関し、あらかじめ協力体制及び連絡体制を整備し、甲に報告しなければならない。

２　乙は、前項に規定する協力体制及び連絡体制を変更した場合は、速やかに甲に報告しなければならない。

(費用の負担及び支払)

第８条　第２条の規定による要請により緊急輸送に要した費用は、甲が負担するものとする。

２　前項に規定する費用の算出は、要請の直前における適正価格を基準として、第６条の規定による報告に基づき、甲乙協議の上決定するものとする。
３　業務の履行や支払い等に係る事務手続きについては、甲で定める諸規定に基づき行うものとする。

（有効期限）
第９条　この協定の有効期間は、協定の成立した日から当該年度末の３月３１日までとする。ただし、協定期間満了日の３箇月前に、この協定の解除又は変更について甲と乙のいずれからも何らの意思表示がないときは、この協定は更に１年間延長されたものとみなし、以後この例によるものとする。

（その他）
第１０条　この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書 6 通を作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ１通を保有する。

平成３１年４月１日

甲　伊達市保原町字舟橋１８０番地
伊達市
伊達市長　　須田　博行

乙　伊達地区タクシー協議会
会　　長　寺島　剛

伊達市保原町字九丁目１４番地
有限会社丸和保原タクシー
代表取締役　寺島　剛

伊達市梁川町幸町５７番地
有限会社梁川タクシー
代表取締役　寺島　剛

伊達市野崎３７－１
有限会社ふくしま中央交通
取　締　役　高橋　好雄

伊達市月舘町布川字西原３１番地１
有限会社月舘観光
代表取締役　菅野　将弘